

船橋市小規模保育事業建物賃借料補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建物を賃借して、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15第2項の規定による市長の認可を得て法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所（船橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条に規定する小規模保育事業所A型をいう。以下「小規模保育事業所」という。）を新たに設置する場合に、当該建物の賃借に係る経費を対象に、予算額の範囲内において補助金を交付することにより、小規模保育事業所の設置を促進し、待機児童の解消を図るとともに、児童福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 公定価格 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号。以下「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等」という。）第1条第12号に規定にする公定価格をいう。
- (2) 賃借料加算 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等第1条第51号に規定する賃借料加算をいう。

(交付の対象)

第3条 この要綱において、補助金の交付を受けることができる者は、建物を賃借することにより小規模保育事業所を設置し、継続的に保育を実施する者（以下「設置者」という。）とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、建物を借り上げて小規模保育事業所を設置し、保育を実施する場合に貸主に対して支払う建物賃借料（開所前の改修等期間（改修等工事に着手した月から開所までの間をいう。以下同じ。）の賃借料、礼金（第9条に規定する通知をした日以降に支払ったものに限る。）、共益費及び管理費を含み、敷金及び保証金は除く。以下同じ。）にかかる経費とする。ただし、次の各号に掲げる場合を除く。

- (1) 賃借する建物の所有者又は貸主が、設置者（法人である場合は経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）を含む）の親族又は寄付者等、設置者と密接な関係にある場合。
 - (2) 賃借する建物の貸主が、建物の所有者と同一でない場合
- 2 前項各号の規定にかかわらず、市長が適当と認める場合は、補助対象経費とすることができる。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に定める区分に応じて、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育対策総合支援事業費補助金交付要綱における「都市部における保育所等への賃借料支援事業」の適用対象となる保育所等に係る補助金の額 一の年度内に支払う補助対象経費から公定価格のうち賃借料加算に相当する額（各月初日の利用子ども数の合計に一人あたりの賃借料加算の加算額を乗じて得た額とする。以下同じ。）及び寄付金その他収入額を控除した額と、2, 200万円とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額
 - (2) 前号以外の場合 一の年度内に支払う補助対象経費に別表に掲げる補助率を乗じて得た額から、他の補助金及び公定価格のうち賃借料加算に相当する額を控除した額とする。
- 2 前項の規定により算出した額に1, 000円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

(補助対象期間)

第6条 補助の対象となる期間は、小規模保育事業所の開所から10年を経過するまでとする。ただし、10年を経過した時点において、補助対象経費の総額（第10条の規定による交付申請の有無にかかわらず、開所前の改修等期間及び開所後に貸主に対して支払った建物賃借料の総額とする。以下同じ。）が補助基準額に達していない場合は、補助対象経費の総額が補助基準額に達するまでとする。

(補助の要件)

第7条 補助の対象となる小規模保育事業所は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 平成27年4月1日から平成29年4月1日までの間に新たに開所した小規模保育事業所であること。
- (2) 公定価格のうち賃借料加算の要件を満たすこと。
- (3) 原則として、認可定員（法第34条の1第2項の規定による市長の認可を受けるもの。以下同じ。）と利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第1項の確認において定めるもの。以下同じ。）が一致すること。ただし、実際の利用人数の実情に合わせて認可定員の範囲内で利用定員を設定することについて、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。
- (4) 設定した定員を充足する人数を積極的に受け入れる職員の体制を整えていること。
- (5) その他、補助金の交付について、不相当と認める事由がないこと。

(事業計画書等の提出)

第8条 新たに開所する小規模保育事業所について、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請予定者」という。）は、市長が指定した期日までに、小規模保育事業所の事業計画について、交付を受けようとする補助金の額の算定にかかる補助対象経費が確認できる建物賃借契約書その他の書類を付して市長に提出するものとする。

(補助の内示)

第9条 市長は、前条の規定による事業計画の提出があった場合は、第7条各号に基づき補助

金の交付の適否について審査し、申請予定者に通知するものとする。

(交付の申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする設置者（以下「申請者」という。）は、当該年度の3月31日までに船橋市小規模保育事業建物賃借料補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、新たに補助金の交付を受けようとする場合における申請は、前条の規定による補助の内示を受けたものでなければならない。

(交付可否の決定等)

第11条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市小規模保育事業建物賃借料補助金交付可否決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付を決定するときは、次の条件を付すものとする。

(1) 補助の対象となる小規模保育事業所を設置し、保育を実施する事業（以下「補助事業」という。）の内容のうち次のものを変更する場合には、市長の承認を受けなければならない。

ア 建物の規模又は構造（事業所の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

イ 建物等の用途

ウ 利用定員

(2) 補助事業の一部又は全部を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。

(4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(5) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

(交付の時期)

第12条 第10条の規定による申請に係る補助金については、当該年度の補助対象経費の支払が完了した後において交付する。

(交付決定の取消等)

第13条 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた設置者があるときは、市長は、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う報告)

第14条 消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、船橋市小規模保育事業建物賃借料補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書(第3号様式)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は支社、支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

(補助金の返還)

第15条 市長は、第13条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、船橋市小規模保育事業建物賃借料補助金返還命令書(第4号様式)(以下、「返還命令書」という。)によりその返還を命ずるものとする。

2 市長は、前条の規定により補助事業者から仕入控除税額についての報告を受け、補助金返還の必要がある場合には、期限を定めて、返還命令書によりその返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第16条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額(未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(調査又は報告)

第17条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して、補助事業等の遂行に関する状況を調査し、又は報告を徴することができる。

(その他)

第18条 補助金の交付を受けたものは、第6条に定める期間が終了した以降の小規模保育事業所の運営について、資金計画等の策定等、小規模保育事業所の運営に支障のないよう事前に方策を講じておかななければならない。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成27年4月13日から施行し、同月1日以後に開所した小規模保育事業所について適用する。

(経過措置)

2 子育て対策臨時特例交付金（安心こども基金）における小規模保育設置促進事業等の国庫補助を受けた小規模保育事業所について、当該補助に係る残額が生じている間は、第7条第2号の規定は適用しない。

3 この要綱の施行の日前に開所した小規模保育事業所に係る補助金の交付の申請については、第10条ただし書の規定は適用しない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年1月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年12月15日から施行し、同日をもって、新たな適用を停止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年2月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年11月21日から施行する。

別表

認可定員	補助基準額	補助率
6人から 10人	1,900万円	3/4 ただし、次のいずれかの場合は、1/2
11人から 14人	3,000万円	ア 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可を受けていないものを改修して小規模保育事業所を設置する場合
15人から 19人	4,100万円	イ 補助対象経費の総額が補助基準額に達した場合

船橋市長 あて

事業所名
 法人名
 所在地
 代表者氏名

船橋市小規模保育事業建物賃借料補助金交付申請書

小規模保育事業建物賃借料補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請にかかる補助対象経費の額 金 円
 (うち消費税及び地方消費税相当額 金 円)

2 年度内の各月初日の利用子ども数の合計 人
 (内訳)

年 4月	人	10月	人
5月	人	11月	人
6月	人	12月	人
7月	人	年 1月	人
8月	人	2月	人
9月	人	3月	人

3 交付申請額 金 円

4 添付書類

- (1) 当該建物の賃貸借契約書の写し
- (2) 当該建物の登記事項証明書
- (3) 当該小規模保育事業所を経営する法人と所有者又は貸主が特別の関係のある者でないことを誓約する書類
- (4) 補助対象経費の支払いを確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

第2号様式

船橋市 指令第 号
年 月 日

様

船橋市長

船橋市小規模保育事業建物賃借料補助金交付可否決定通知書

年 月 日付申請のあった小規模保育事業建物賃借料補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付する。

(1) 交付決定額 金 円

(2) 交付の条件

要綱第11条第2項及び第14条に規定する事項を遵守すること。

2 交付しない。

(理由)

年 月 日

船橋市長 あて

事業所名
法人名
所在地
代表者氏名

船橋市小規模保育事業建物賃借料補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書

年 月 日付船橋市 指令第 号により交付決定のあった船橋市小規模保育事業建物賃借料補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助対象施設の名称
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 確定申告により確定した船橋市小規模保育事業建物賃借料補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（※消費税の申告義務がない場合も0円と記載すること。）
金 円

※0円の場合はその理由（該当するものに☑）

- 消費税の申告義務がない
- 簡易課税方式による申告を行っている
- 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
- その他（返還額算出シートによる計算の結果、返還額が0円だった場合など）

4 添付資料

- ・返還額算出シート

（申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える事業者は添付不要）

・別紙 添付書類チェック表及び該当書類のとおり

第3号様式 別紙

添付書類チェック表

※本用紙と合わせて該当する添付書類を提出してください。

申告方式	添付書類	確認欄
消費税の確定申告の義務がない	○免税事務所であることを証する書類 【任意様式】	<input type="checkbox"/>
簡易課税方式により申告している場合	○消費税確定申告書（簡易課税用）（写）	<input type="checkbox"/>
公益法人（一般社団法人、社会福祉法人、宗教法人）等で特定収入割合が5%を超えている場合	○消費税確定申告書（写） ○消費税確定申告書付表2（計算表）（写） ○特定収入割合を確認できる書類【任意様式】	<input type="checkbox"/>
課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下の法人等	○消費税確定申告書（写） ○消費税確定申告書付表2（計算書）（写）	<input type="checkbox"/>
課税売上割合が95%未満または課税売上高が5億円超の法人等であって一括比例配分方式により消費税の申告を行っている場合		<input type="checkbox"/>
課税売上割合が95%未満または課税売上高が5億円超の法人等であって、個別対応方式により消費税の申告を行っている場合		<input type="checkbox"/>

第4号様式

第 号
年 月 日

様

船橋市長

船橋市小規模保育事業建物賃借料補助金返還命令書

船橋市小規模保育事業建物賃借料補助金交付要綱第15条の規定により、次の通り補助金の返還を命ずる。

返 還 す べ き 額	円
返 還 期 限	年 月 日まで
返還を命ずる理由	
返 還 方 法	
補助対象施設の名称	
補 助 年 度	年度
交 付 決 定 年 月 日	年 月 日
番 号	第 号
交 付 決 定 額	円
既 交 付 額	円